

# 第2回さいたま市再犯防止推進計画協議会

## 次 第

日時：令和2年12月22日（火）午後3時

会場：エコ計画浦和ビル3階 東会議室

1 開 会

2 議題

（1）さいたま市再犯防止推進計画（案）について

3 その他

4 閉 会

さいたま市における附属機関等の会議の公開について

＜さいたま市情報公開条例＞

(会議の公開)

第23条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

＜さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱＞

(会議の非公開)

第4条 附属機関等の長は、情報公開条例第23条第2号又は第3号の規定に該当し、又は該当するおそれがあると判断し、当該附属機関等の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、当該会議に諮るものとする。

2 附属機関等の長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

3 附属機関等の長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開方法等)

第5条 [略]

2～4 [略]

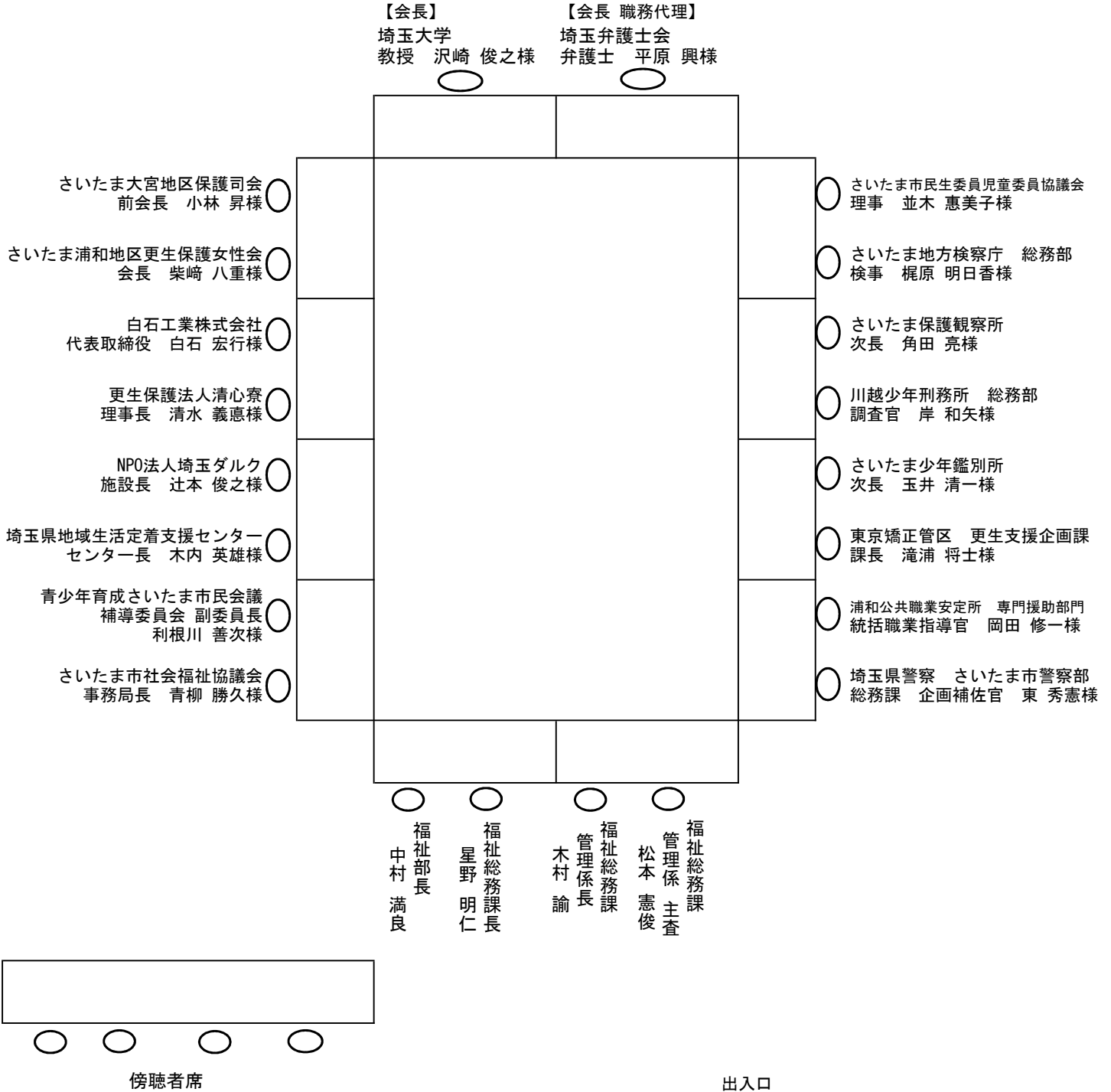
5 附属機関等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 [略]

# 第2回さいたま市再犯防止推進計画協議会 席次表

日時：令和2年12月22日（火）午後3時～

会場：エコ計画浦和ビル3階 東会議室



## さいたま市再犯防止推進計画協議会 委員名簿

令和2年7月1日現在

所属	役職等	氏名
1 埼玉大学	教授	沢崎 俊之
2 埼玉弁護士会	弁護士	平原 興
3 さいたま大宮地区保護司会	前会長	小林 昇
4 さいたま浦和地区更生保護女性会	会長	柴崎 八重
5 白石工業株式会社	代表取締役	白石 宏行
6 更生保護法人清心寮	理事長	清水 義恵
7 NPO法人埼玉ダルク	施設長	辻本 俊之
8 埼玉県地域生活定着支援センター	センター長	木内 英雄
9 青少年育成さいたま市民会議	補導委員会 副委員長	利根川 善次
10 さいたま市社会福祉協議会	事務局長	青柳 勝久
11 さいたま市民生委員児童委員協議会	理事	並木 恵美子
12 さいたま地方検察庁	総務部 検事	梶原 明日香
13 さいたま保護観察所	次長	角田 亮
14 川越少年刑務所	総務部 調査官	岸 和矢
15 さいたま少年鑑別所	次長	玉井 清一
16 東京矯正管区	更生支援企画課 課長	滝浦 将士
17 浦和公共職業安定所	専門援助部門 統括職業指導官	岡田 修一
18 埼玉県警察	さいたま市警察部 総務課 企画補佐官	東 秀憲

# 「さいたま市再犯防止推進計画」 計画案について

---

---

令和2年12月22日

さいたま市 保健福祉局  
福祉部 福祉総務課

# 1. 現在までの過程

## (1) 第1回協議会の開催

- 令和2年7月1日(水)

## (2) 市長への報告、計画素案の策定（市長決裁）

- 令和2年8月27日(木)

## (3) 市議会への報告

- 令和2年9月11日(金) 保健福祉委員会

## (4) パブリックコメントの実施

- 令和2年10月1日(木)～11月2日(月)

# 1 - (1) . 第1回協議会の開催

## ➤ 第1回さいたま市再犯防止推進協議会【令和2年7月1日(水)】

御意見	計画への反映
他自治体のように、キャッチフレーズのように重視している内容を示してはどうか。	表紙 ➤ より市民に分かりやすい計画とするため、基本目標を要約し表紙に追記させていただきました。 ➤ ~すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指して~
新規事業が盛り込まれておらず、個別事業にも再犯防止の視点が不足しているのでは。	4ページ ➤ 計画策定によって、各事業において再犯防止の観点を反映する契機とすることが重要と考えております。 ➤ また、従前から提供しているサービスのうち、再犯防止に資する事業を本計画に整理して掲載しています。「4 計画の位置づけ」に、その旨を追記させていただきました。
「高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会」への参加に関する取組も追記してはどうか。	18ページ ➤ 「(1)高齢者又は障害者等への支援」の取組として、追記させていただきました。
対象者の状況に応じて、どのような事業を活用できるのか、整理してはどうか。	6~40ページ ➤ 実際に支援につながるよう、計画策定後に再犯防止に関する啓発や相談先等を整理したリーフレット等を作成したいと考えております。
その他、協議会でいただいた再犯防止に関する課題やご意見等。	— ➤ 取組の参考とさせていただくため、御意見の概要を庁内関係部署へ周知いたしました。

## 1 - (3) . 市議会への報告

- さいたま市議会 令和2年9月定例会  
【令和2年9月11日(金) 保健福祉委員会】

### <計画に関する主な質問等>

- 計画素案の案は、どのような過程で作成したのか。
- さいたま市再犯防止推進計画協議会からの指摘内容と、対応状況はどうか。
- 重要な計画だと認識しており、注目度も高いと思うので、しっかり策定してほしい。



# 1 - (4) . パブリックコメントの実施

- 市報、ホームページ、各区情報公開コーナーにて意見募集  
【令和2年10月1日(木)～11月2日(月)】

## < 募集結果 >

- 意見提出者数 3名
- 意見項目数 4件

### 御意見

犯罪をした者の再犯防止について、行政では期待できない。専門の監視や矯正施設が必要。

市は、再犯防止の総合的な窓口を設置すべき。

孤立しやすい一人暮らしの人には重点的に相談支援を実施することが必要だと思う。

協力雇用主の活動に見合った財政上・税制上の優遇措置を推進することが求められていると思う。

### 市の考え方(案)

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、国との役割分担を踏まえながら、本計画を推進します。
- 第4章に記載の「(仮称)さいたま市再犯防止推進会議」において、関係機関相互の情報共有を図るとともに、庁内でも周知啓発を行い、犯罪をした者等への支援が適切に行われるよう、連携を深めてまいります。
- 第2章に記載のとおり、本市では様々な相談支援を実施しており、今後も継続して実施します。
- 協力雇用主に関する取組としては、第2章の1(1)②に記載のとおり実施していますが、今後も国や関係機関と連携を図り、協力雇用主への支援を実施します。

## 2. 今後のスケジュール（予定）

令和2年度

令和3年1月～2月

- ・庁内への計画内容の最終確認

令和3年3月

- ・計画の策定（市長決裁）
- ・計画冊子の作成、配布

令和3年度

令和3年4月～

- ・計画期間の開始
- ・（仮称）さいたま市再犯防止推進協議会の設置

令和4年度  
以降

毎年度 夏頃

- ・前年度の取組内容に対する点検・評価
  - ・必要に応じて計画内容の見直し
- ⇒（仮称）さいたま市再犯防止推進協議会の開催

## 3. さいたま市再犯防止推進計画協議会

### さいたま市再犯防止推進計画協議会

(令和2年6月～令和3年3月まで)



- 計画策定にあたり、計画の方向性や各種施策の実施等について、意見を拝聴するために設置。

※計画の策定をもって廃止

### (仮称)さいたま市再犯防止推進協議会

(令和3年4月以降に設置予定)

- 計画に掲げた取組の効果的・効率的に推進するため、進捗状況に対する意見を拝聴
- 委員相互の情報共有や意見交換等を行い、地域の再犯防止の取組において協働体制を構築